

杉並区議会議員参集心得

(平成4年4月23日各派幹事長会申合せ)

- 1 区議会議員（以下「議員」という。）が本会議又は委員会等のため参集したときは、杉並区議会会議規則の定めるもののほか本心得によるものとする。
- 2 議員が招集により参集したときは、その出席欠席を明らかにするため、各控室に設置の出退表示器により、自ら出席及び退庁表示をするものとする。
- 3 議員が招集によらないで登庁し自己の所在を明らかにするため必要なとき前項と同様な方法によるものとする。